

控 訴 状

2020年3月6日

東京高等裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 水 永 誠 二

同 瀬 川 宏 貴

同 出 口 か お り

同 小 峰 将 太 郎

当事者の表示

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

原告ら訴訟代理人 別紙代理人目録記載のとおり

マイナンバー（個人番号）利用差止等請求事件

訴訟物の価額 金62,400,000円

貼用印紙額 金313,500円

上記当事者間の東京地方裁判所平成27年（ワ）第34010号、平成28年（ワ）第9404号について2020（令和2）年2月25日に言い渡された下記判決は、不服であるから控訴する。

原判決の表示

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人らにかかる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）第2条第5項に定める個人番号を収集、保存、利用及び提供してはならない。
- 3 被控訴人は、保存している控訴人らの個人番号を削除せよ。
- 4 被控訴人は、控訴人らに対し、各11万円及びこれに対する当事者目録1記載の控訴人らにつき平成28年1月13日から、当事者目録2記載の控訴人らにつき同年3月30日から各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 訴訟費用は、被控訴人の負担とする。
- 6 第4項につき仮執行宣言。

控訴の理由

追って控訴理由書を提出する。

以上